

三木町農業委員会

令和 7 年 4 月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和7年4月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和7年4月21日
(会議時間) 13:21～14:41
(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 17名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 岩嶋裕美副主幹
3. 漆原翔平係長
4. 今西奏士郎主任主事

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

13時21分 開会

- 事務局 ただいまから、4月の農業委員会定例会を開会いたします。本日高重委員より欠席のご連絡をいただいております。開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。本日の議事録署名委員につきましては、鈴木委員さんと北岡委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長、議事進行よろしくお願いします。
- 会長 それでは、次第に沿って始めたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 それでは議案第1号について質問のある方いらっしゃいますか。
- 会長 4-3 だが、高松市牟礼町の●●さんが受入となっているが、三木町で農業をするのか。また、なにを作る予定なのか。
- 事務局 はい。作物は、米・野菜となっております。受入は不動産業を営んでおり、会社の農業部門にて既に氷上、田中地区にて農業に従事しております。
- 会長 他にご質問のある方いらっしゃいますか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。賛成するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号及び第3号、農地法4、5条による許可申請について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第2号及び第3号について併せて説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。
【議案第2号及び第3号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 本件は現地調査に行ってますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。
- 古市委員 それでは、現地調査の報告を行います。
4月分の農地法関連の申請について、去る、令和7年4月11日（金）の午前9：00から4条申請2件、5条申請8件の合計10件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、阿部委員、私（古市委員）、事務局3名の計7名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とと

もに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4 条申請番号 4-1、4-2、5 条申請番号 4-5、4-6、4-7 です。これらの案件につきましては、既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地への影響もありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。ありがとうございました。それでは担当地区の委員の方の補足説明がありましたらお願いします。

松田委員 4 条申請 4-1 ですが、5 条申請 4-1 の申請書類を準備していたところ、無断転用が発覚し、是正するものです。5 条申請 4-1 は、農機具等を格納する納屋を建設する予定で、特に問題ありませんでした。

原内委員 4 条申請 4-2 ですが、先ほどの 4 条申請 4-1 と同様で、5 条申請の際に発覚し、是正するものです。

会長 5 条申請 4-3 だが、以前申請があった土地の隣接地か。

事務局 はい。北隣の土地となります。

平井委員 5 条申請 4-5 だが、無断転用を是正するもので、特に問題ありませんでした。

原内委員 5 条申請 4-6 だが、一部無断転用となっていたが、始末書が添付され、特に問題ありませんでした。

会長 5 条申請 4-7 だが、受人の親と渡人との話ができていたが、登記がそのままとなっていたため、申請に至りました。また、一部無断転用となっていたため、是正するものです。

原内委員 5 条申請 4-8 だが、分家住宅を建築するもので、特に問題はありませんでした。

会長 議案第 2 号、3 号について質問のある方いらっしゃいますか。

多田委員 4 条・5 条の申請のほとんどが無断転用で、始末書の添付のみで終わってしまっているが、申請に至るまで発見することは難しいのか。農地の集計をする際は、どのような対応をしているのか。固定資産税を支払うタイミングなど地目を確認する機会はあると思うが、住民の方は気づかないのか。こういった問題は農業委員会が考えていく問題なのか。もしくは町全体として考えていくものなのか。

事務局 無断転用が発覚するのは、銀行からの指摘によるものがほとんどで、理由としましては、融資を受ける際に担保を設定しますが、登記地目と現況地目に差異があると融資を受けられないため、是正を行います。地域計画については、国の方からの指示で、現況地目で集計しているため、現況が農地以外である無断転用については、対象外となっております。無断転用をなくすための解決策の 1 つとして、地籍調査が挙げられます。現在三木町では、井上地区が完了し、池戸地区に移っています。このように何十年か先にはなりますが、地籍調査が三木町全域終了すれば、ほとんどの無断転用の是正が可能であるかと思われます。また、新規の無断転用については、銀行から融資を受けずに農地転用をする場合を除いて、起こりえないものとなっています。加えて他法令の許可についても、無断転用については許可が下りないものとなっているため、非常に起こりにくいものであると考えられます。このようなことから、長い目で見ると、無断転用は是正されていくものであると考えられます。

多田委員 わかりました。

会長 農地法にて無断転用に対し、罰則を設けるべきではないかという動きはあったが、法定

化されず、現在のような始末書による是正という形になっています。事務局からも説明はあったが、建築確認が義務付けられる以前の転用について、無断転用が多くみられるように思います。

藤澤委員 先ほどの事務局からの説明にもありましたが、地籍調査は現況に基づいて登記を変えていくため、無断転用の是正につながります。また、水路等の境界についても明確にしていくことで、それらの登記を是正できるものとなっております。

会長 議案第2号、3号について他に質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第2号農地法第4条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第3号農地法第5条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第4号非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第4号非農地証明願について説明します。議案書の5ページをご覧ください。
【議案第4号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第4号非農地証明願についての説明を終わります。
ご審議よろしくをお願いします。

会長 議案第4号について質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第4号非農地証明願について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の10ページをご覧ください。
【番号13-13番から朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 説明ありがとうございました。
新規物件については、農業委員さんに情報は入っていないものもあると思います。ご確認をお願いします。全体的にご質問がございましたらお願いします。

会長職務代理 番号13-13だが、地目が畑、作物が米となっているが水引き可能なのか。

農地機構 こちらの農地ですが、基盤整備されており、隣接農地と一体的に利用しており、バルブにより水を引くことが可能となっております。

森委員 登記・現況が畑となっているが、田ではないのか。

農地機構 以前より登記・現況地目を変えずに利用しており、手続きには至っていない模様です。

会長 基盤整備が終われば、修正されるのか。

農地機構 基盤整備は終わっているが、修正されておりません。

岡田委員 なぜこのような状況なのか。原因はなにか。

農地機構 地権者の意向により、このような状況となっています。

会長 議案書の申請番号の打ち方はどのようなルールか。

事務局 左側の数字が申請月の通し番号、右側の数字が年度の通し番号となっております。

会長 議案第４号について他に質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは議案第４号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で承認ということにさせていただきます。それでは、審議事項が終了したので、次に報告事項についてです。報告第１号農地法第１８条、第２号使用貸借返還通知について、続けて事務局よりお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の１４ページをご覧ください。報告第１号農地法第１８条６項の通知について説明します。
【報告第１号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
 続けて議案書の１５ページをご覧ください。報告第２号使用貸借返還通知について説明します。
【報告第２号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
 以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告事項ですが、何かご質問はございますか。

古市委員 １４ページ番号４・３についてですが、合意解約となっているが、解約事由が農地集積に不適となっているのはなぜか。また、１６ページ番号４・５についても同様に合意解約であるが、解約事由が契約期間の終了となっているのはなぜか。

農地機構 番号４・３だが、受人が集積して経営している農地より少し離れたところにあるため、このような解約事由となっております。番号４・５だが、契約期間は残っており、受人が貸借している他の農地と契約期間の始期を統一するため、解約に至りました。

会長 ということは、解約事由は誤りか。

事務局 誤っているため、修正します。正しくは、契約期間の始期をそろえるためです。

会長 他に質問ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 質問がないようなので以上で報告事項を終わります。
それでは香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。
令和7年3月分について、農地法第4条につきましては、香川県が0件、三木町分についても0件です。農地法第5条につきましては、香川県が14件、66,253.38㎡、三木町は1件、6,446.00㎡でございます。以上となるが、その他質問等ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは事務局へ進行をお返しします。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会4月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

14時41分 閉会